

# 令和5年大船渡市議会第3回定例会市長提出条例議案

## 目次

議案第1号	大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	P 3
議案第2号	大船渡市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	P 4
議案第3号	大船渡市立博物館条例の一部を改正する条例	P 5



大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
 大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年大船渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則  <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月1日から適用する。  <u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例）</u></p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者その他市長が定める者が存する大船渡市臨時診療所の内部又はこれに準ずる区域として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条及び第15条の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（<u>新型コロナウイルス感染症の患者その他市長が定める者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあつては、4,000円）を超えない範囲内で市長が定める額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月1日から適用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

大船渡市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
大船渡市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年大船渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>令和5年3月31日</u>までに、促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限り、その課税を免除する。</p>	<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までに、促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限り、その課税を免除する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大船渡市立博物館条例の一部を改正する条例

大船渡市立博物館条例（昭和57年大船渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置) 第1条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定により博物館を設置する。</u></p> <p>(職員) 第3条 <u>大船渡市立博物館（以下「博物館」という。）に、館長、学芸員、その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(博物館協議会) 第12条 <u>法第20条第1項の規定に基づき、博物館に大船渡市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> 2～3 [略]</p>	<p>(設置) 第1条 <u>歴史、文化、自然等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、市民の教育、学術及び文化の振興に寄与するため、大船渡市立博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</u></p> <p>(職員) 第3条 <u>博物館に、館長、学芸員、その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(博物館協議会) 第12条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、博物館に大船渡市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> 2～3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。